

厚 生 委 員 会

平成20年9月10日(水)

## 厚生委員会

日 時 平成20年9月10日(水)午前10時00分開会 - 午後2時43分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 竹内委員長、川端副委員長、中原、和田、出口、奥野、小川  
谷本議長、反保副議長

欠席委員 なし

傍聴議員 辻下(正)、辻下(文)、田代

出席理事者 石田町長、白井住民部長、入口住民部副理事兼税務課長、谷下(芳)住民部住民生活課長、古橋住民部保険年金課長、市川住民部住民生活課長代理、波戸元住民部保険年金課長代理、芦田福祉部長、大山福祉部地域福祉課長、岸本福祉部高齢福祉課長、古谷福祉部子育て支援課長、串山保健センター所長、中野こぐま園長兼子育て支援センター所長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

竹内委員長 皆さん、おはようございます。

今日は、本委員会の出席、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は7名、全員出席であります。

理事者におかれましても全員出席であります。

定足数に達しておりますので、これより厚生委員会を開催いたします。

議案の審議に尽くされましては、十分意を尽くされましてご審議いただき、あわせて議事が円滑に運びますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただくよう、お願いいたします。

9月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案9件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

その前に、会議の進め方について、委員の皆さん何かございませんか。

(「委員長一任」の声あり)

竹内委員長 ありがとうございます。それでは、私の方から進めさせていただきます。

なお、発言者については必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

それでは議案第60号「平成20年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

大山福祉部地域福祉課長 それでは、平成20年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件につきまして説明させていただきます。

まず歳入から、資料の1ページをご参照ください。

15、府支出金、社会福祉費負担金としまして28万7,000円の増額補正でございます。これは障害者医療費の大阪府負担金で、前年度精算分でございます。

入口住民部副理事兼税務課長 歳入の説明の前にお手元の方に配付しております資料をご参照下さい。

これにつきましては、前回の委員会で説明しております税源移譲を、イメージとして見て頂ければと思っています。これを見ながら説明させていただきます。お手元に配布しております資料1ページをご参照願います。平成19年度所得が減って所得税が課税されなくなった方に対する住民税の一部の還付についてです。税源移譲によりまして、所得税の変更に

よる税負担軽減の影響がないにもかかわらず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみがある方については、すでに納付された平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額が還付されます。この資料を踏まえ歳入予算について説明させていただきます。総務費委託金の個人府民税徴収取扱費677万1,000円を補正するものです。これにつきましては、税源移譲によりまして、平成19年から所得税と住民税の税率が変更されまして、多くの方が所得税が減少しまして、住民税が増加することになります。こうした中、平成19年分の所得税が課せられなくなった方は、所得税の軽減の恩恵を受けずに、住民税の増額の影響だけを受けることとなります。このような所得変動者は、本年7月1日から7月31日まで、減額申告書を提出することにより、平成19年度分の住民税のうち税源移譲後の税率と税源移譲前の税率の差額相当分を還付する経過措置が設けられております。

この対象者としたしましては、平成20年度当初予算では、該当者が280名、還付金額980万円を見込んでおりましたが、この7月に減額申請者の受付を行ったところ、対象者が644名、還付金額が2,114万1,000円が見込まれたため、その差額分1,161万4,000円を歳出補正予算でお願いするものでありますが、そのうち府民税677万1,000円が大阪府より、個人府民税徴収取扱費として交付されますので、今回歳入補正予算をお願いするものであります。以上でございます。

それでは、委員会資料2ページをご参照ください。平成20年度補正予算の歳出でございます。

再度、別紙資料をご参照ください。2ページ目でございます。

平成21年10月より、公的年金から特別徴収が導入されます。今回の補正については、そのため準備したための経費でございます。

まず別紙資料2ページをご参照願います。

対象者につきましては、65歳以上の公的年金等の受給者。2番目に徴収する税額の徴収方法でございますが、公的年金等に係る所得割額及び均等割を、年6回の年金支給のつど特別徴収いたします。そして3番目、特別徴収義務者は社会保険庁等でございます。対象年金としたしましては厚生年金、共済年金、老齢基礎年金等となっております。

5番目としたしましては、特別徴収の事務処理でございますが、社会保険庁で年金受給者の情報を経由機関を通じて市町村に通知されます。特別徴収対象者及び特別徴収税額の決定、経由機関を通じて社会保険庁等に特別徴収の実施を行い個人宛に通知いたします。

実施期間といたしましては平成21年10月の支給分から実施を行います。

それでは、委員会資料2ページをご参照願います。

それでは、総務費の賦課徴収税の町民税賦課事務費でございます。補正予算額は1,073万7,000円でございます。

今回の補正につきましては、先に説明したとおり21年度から導入される個人住民税の公的年金から特別徴収制度について、準備すべき事項があるためでございます。

まず、地方税電子化協議会負担金、補正額が3万2,000円でございます。今回の公的年金から個人住民税の特別徴収に関する経由機関業務を全国的に統一した基準で行う組織に対する負担金でございます。

なお、負担金の内訳といたしましては人口割が2万円、納税者割が1万2,000円となっております。

続きまして、住民税システム開発委託料でございます。補正額が1,050万円でございます。

これにつきましては、公的年金から個人住民税の特別徴収をする制度が平成21年10月から実施されます。この特別徴収をするために必要となります。公的年金支払い額及び個人住民税の徴収計画の管理を行う地方税の電子化システムにより、本町の住民税システムに連携するために要するソフトの開発経費でございます。

続きまして、ASPサービス使用料20万5,000円でございます。

このASPサービスでございますが、計算機能やデータベースを作るなど、それぞれの目的を実現するのに必要なソフトウェアを一括稼働させるため、インターネットを利用して、その機能を配信する事業者に対して支払う経費でございます。

この事業者に接続することにより、インターネット上でデータベース管理やスピーディな情報のやり取りなど効率的で高度な業務処理が可能となるものです。なお、月額6万5000円で3か月分となっております。

次に、町民税過誤納返還金2,000万円でございます。

先ほど歳入で説明いたしました町民税の484万3,000円と府民税677万1,000円を合わせて1,161万4000円を644名に対して還付するものでございます。

次に、町内企業2社が、法人町民税の確定申告を6月末に行いましたが業績の悪化によりその確定申告が、昨年の予定納付額を大幅に下回ったことに伴い、法人個人町民税の還付996万7000円が発生したことにより1000万円を補正するものであります。

以上であります。

谷下（芳）住民部住民生活課長 戸籍住民基本台帳費、戸籍住基事務費17万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

これは印鑑登録カードで、前年度等の実績等を見込んでおったんですけれども、現時点で若干使用枚数がふえたもので増額するものでございます。

大山福祉部地域福祉課長 続きまして、3、民生費、障害者福祉費としまして832万3,000円の増額補正でございます。

これには二つの性格がございまして、その一つとしまして障害者就業・生活支援センター運営事業委託料47万3,000円の減額補正につきましては、これまで泉州南障害者就業・生活支援センターとしまして機能していましたが、このたび国事業として認められて、大阪府、市町村ともに委託料を支払う必要がなくなったために不要となったものでございます。

二つ目としましては、前年度負担金、補助金、負担金4件で879万6,000円の増額補正となっております。

古橋住民部保険年金課長 老人医療助成費、老人医療助成費（府制度分）といたしまして、302万1,000円を計上いたしております。内容といたしましては、前年度医療費の確定による精算分として、老人医療府補助金を返還するものでございます。

大山福祉部地域福祉課長 続きまして、5、障害者医療助成費としまして107万6,000円の増額補正でございます。これは、身体障害者及び知的障害者医療費補助金の前年度精算でございます。

古谷福祉部子育て支援課長 ひとり親医療助成費38万7,000円の増額補正でございます。これも、大阪府の補助金の前年度精算分でございます。補助率は2分の1となっております。

最後の乳幼児の医療助成費17万4,000円の増額補正でございますが、これも大阪府の補助金の前年度精算分です。

以上、歳出合計4,550万4千円の補正案となっております。

説明は以上です。

竹内委員長 ありがとうございます。

本件について、質疑、意見はございませんか。

中原委員 一点目に、準備していただいておりますこの資料の説明について確認したいと思えます。住民税の還付のことが説明されまして、こういった資料をいつも用意していただいて、

丁寧な準備をされているなという印象を受けているところではありますが、先ほどの説明の中で、対象者が644名ということで、2,141万の還付という計算をお示されたところかと思いますが、その644名というのは、実際に申請をされた人の数なのか。それとも還付されるべき人の数なのか。その辺りについて確認をしたいと思います。

それから、委員会資料の2ページのASPサービス使用料についてお聞きしたいと思います。先ほど説明いただきましたけれども、聞いた範囲では、インターネット等利用して、合理的な処理が進むということでありましたが、私はこの資料を見ておましてここに書かれてあるASPサービスの使用料についても公的年金からの特別徴収システム化に関わりがあるのかなと思っていたのですが、そうではないというふうに理解してよいのか。その辺りについてお聞かせいただきたいと思います。

以上2点お願いします。

白井住民部長 まず、税源移譲に伴います還付の対象者644名とご説明させていただきましたけれども、この644名といえますのは、今年の3月までに確定申告された方の申告額をベースにして、平成18年度には所得があり、平成19年度には所得税がない方を電算で集約した対象者が644名でございます。その方につきまして、今年に6月中にこういう形の制度がありまして還付できますというお知らせをした方々の数が644名ございまして、本来7月中に申告をお願いするのですが、一部の方については、まだ還付の申請をされていない方がございます。その方については、何らかの周知をはかってまいりたいなと考えております。

ASPの件ですけれども、対象につきましては、今回地方税電子化協議会負担金の中にありますようにこういう協議会ができておまして、全国的に地方税に関するデータのやりとりを納税者に対するデータを協議会に持っていきまして、そのデータを各市町村に配信するというシステムをソフトウェアを開発する上でASPというソフトを配給する業者を利用することによりまして、ソフトの開発費用が安くなるという形で、今回、全国的にASPサービスを導入するわけですが、この対象につきましては、現在公的年金からの住民税を対象にしていますけれども、本来地方税電子化協議会におきましては、公的年金以外にも給与所得とか、法人税関係、固定資産税についての償却関係、これらにつきまして申告の受付、納税、最終的には、公的年金に係ります特別徴収、これらもろもろの税事務について、すべて行う協議会でございます。今回は、公的年金の特別徴収からはいっていくという状況でございますので、よろしくお願い致します。

中原委員 今ご答弁いただいた住民税の還付のことですけれども、一部申請がまだされていないということで、何らかの周知をはかっていくということが言われましたが、何らかの周知について、今後の考えをお示しいただきたいと思います。

それから、ASPサービスについては、天引きの件以外にも活用されるということで、有効活用されることを要望しておきたいと思います。

1点お願い致します。

白井住民部長 現在、申告されていない方につきましては、再度、制度の周知をあわせた形の個別の通知をさしあげたいと考えているところでございまして、もう少し対象者が広ければ、広報紙という考え方もあるのですけれども対象者も絞られておりますので、個別通知で対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

中原委員 その対象者ですけれども、まだ申請していただいていない対象者はちなみに何名くらいなんでしょうか。

白井住民部長 今現在、92名の方がまだ未申告の状況でございまして、その方については、再通知さしあげたいと考えております。

中原委員 早期に通知をしていただきまして、申請していただけますように急いでいただきたいということをご要望申し上げます。

以上です。

和田委員 今2ページの税源移譲の件ですけれども、これは、国からの三位一体の1つかと思うんですけども、還付金いうて2千万何がしいうんですけど、町としては、一応税源移譲で、前の18年までの税源移譲になる前と税源移譲になってからの差額というのあるんですけど、どれくらいの増税になったのか。1点お聞きしたい。

白井住民部長 今回の平成19年度からの税源移譲に伴います増収額なんですけれども、課税ベースで1億5,300万円程度でございます。収入につきましては、徴収率100%でございませぬので、約98%で設定しておりましたので、約1億5,000万が今回税源移譲によりまして、個人町民税が増えた形になっております。

川端委員 関連しますけど、この過誤納償還金のところで、私聞き間違えたのかもわかれへんけども、法人税と個人税で2,161万4,000円なんですよ。先ほど2,141万と言ったように思うんですけども、それどうなっているのですか。

人口住民部副理事兼税務課長 法人税の還付は1,000万で、税源移譲に伴う所得変動者への還

付が1,161万4,000円で、当初分に980万円分を差し引いた金額が…。

白井住民部長 今回の件につきまして、補足の説明をさせていただきたいと思います。今回の税源移譲に伴います町が返そうと予定している額につきましては、町民税、府民税あわせまして、2,141万4,000円でございます。しかし、当初予算で、980万円を見込んでおりましたので、その差額1,161万4,000円分を今回補正をお願いするものであります。そして、この1,161万4,000円の内訳につきましては、これは町民税と府民税の合算額ですので、そのうち府民税については677万1,000円、これは大阪府が負担すべき額ですので歳入で計上させていただいております。残りの484万3,000円につきましては、今回一般財源で補正を予定しているものでございます。内訳につきましては以上でございます。

川端委員 わかりました。また後でゆっくり計算したいと思います。

それで、結局また残っている人にね、92名の方にまたもう一度通知される、またその方たちがきちっとその通知を見てすぐに申告してくれたらいいんだけど、ちょっとわからないところもありますので、だからこれは最終的にはいつまでという期限を考えてはるんですか。

白井住民部長 ルール上は7月1日から7月30日でありまして、期限を過ぎているわけなんですけれども、今回還付の予算は平成20年度の予算でございますので、来年の3月末までに申請がありましたら対象にさせていただきたいと考えております。

ただ、おくれた理由につきましては明確に、なぜおくれたのかということを確認させていただきまして、やむを得ない方につきまして還付を行う取り扱いをさせていただきたいと考えております。以上です。

出口委員 同じ質問ですけれども、当初課長の説明では280名の人数の試算をしてはったということで、ところが実際ふたをあけてみたら644名の人数があったと。そこにまだあと92名の未申告があるということで、この分で補正予算内の枠で対応できるのかどうか。そしてまた、今部長がおっしゃったように、仮に来年の3月までの一応対応を考えていますということですが、そういう中でもっともっとよく私どもに陳情あるのが、なかなか住民への徹底ができていないために3月以降になつたりするということで、後からまた請求されることもありますので、その辺の徹底をお願いしたいと思います。

白井住民部長 まず、1点目のご質問の92名の方が未申告の方が申請された予算の問題なんですけれども、644名というのは未申告の方も含めた人数でございます、それに必要な予

算額は今回補正をお願いしているところでございます、予算上問題ございません。

あと、還付につきましては昨年の平成19年1月1日現在、岬町に住民票を有している方が対象になるわけなんですけれども、よく町外に転出する方がたくさんおられます。そういう方が未申告の対象になっている方が多いのかなと考えておきまして、その方についてはもう郵便によるやりとりしか今のところではできませんので、それについては答弁させていただきましてとおり再度通知させていただいて、何らかの形で申告していただける方法を探したいと考えているところでございます。以上です。

出口委員 これは、当初280名と言っていましたね。その中で、これがふえた要因というのは、やはりベビーブームの関係とか定年退職の関係で、こういう形で還付金のふえた要因なんですか。

白井住民部長 280名の根拠なんですけれども、これは泉南地域の税務担当の会議等ございまして、どのぐらいの人数を計上するのか各泉南地域の市町村で協議を行い、その結果から人口に対する割合ですか、それに基づきまして出した数字でございます、ただ岬におきましては280名が644名という形でふえております。これにつきましては、一番多いのは定年退職者とか事故とか病気とかによりまして、お仕事をやめられて収入がなくなった方とかいろいろあると思うんですけれども、これがなぜふえたのかという要因につきましては、なかなかこちらの方では特定していないという状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

中原委員 先ほどの白井部長の答弁で、おくれた人、申請がおくれた人について、理由を聞いてやむを得ない場合は還付するというようなことをおっしゃっておられたと思うんですけれども、そしたら、その理由いかんでは還付をしないということもあり得るということなんですか。お聞きしたいと思います。

白井住民部長 取り扱いの件なんですけれども、これにつきましてはほとんどが郵便が届いていると思うんですけれども、それを見ていただいているのか、それともいろんなケースが考えられるわけなんですけれども、ただおくれた理由につきましては当然いろいろな理由があろうと思っておりますので、その理由を聞かせていただきまして、その内容について当然やむを得ないという理由がほとんどの方だと思いますので、そういう方については当然還付の対象者として取り扱いをさせていただきたいと思っております。

やむを得ない理由がない方というのは少ないと思っておりますので、ほぼすべての方が、申請された方については対象になるという考え方でご理解願えたらありがたいと考えておりま

す。

中原委員 この問題については住民さんには関係ないというか、何も取り過ぎたものを返すという当然のことですので、それで国等が決めたことでこういうふうなことが起こっているわけで、理由いかんで返さないような発言をされるというのはちょっと誤りだと思うんですね。

今お聞きしてお答えになった中でも、ほとんどの方がやむを得ない理由があるだろうと、ほぼ100%の方に還付を実施することになると思うというような格好で、申請に来た方全員に対してきちんとお返すということを明言されないわけなんですよ。その点について、私は非常に疑問を感じるんですけどもね。

担当課としても、この件については郵便で6月末に対象者全員に対して通知を送っている等、努力していることは聞いておりますけれども、漏れている方に対しては今年度中にきちんと還付が行われるように丁寧に対応していくということをきちんとご発言いただきたいなと思うんですけども、いかがですか。

白井住民部長 この制度につきましては、税源移譲に伴います所得税の課税の時期、住民税の課税の時期、住民税は後取り税という形で1年おくらせて課税することによって行われるために、所得税が発生しない方については当然恩恵が受けられないから当然お返すするという制度でございますので、そのような趣旨から言いますと、納税者の方については全く関係ないというんですか、本来国の制度に基づきまして発生した問題ですので、先ほども言いましたとおり、おくれた方につきましてはいろいろ理由はお聞きさせていただきますけれども、それらの理由についてはやむを得ないというかほとんどないと考えておりますので、そのような方についてはすべて対象にさせていただきたい、そういう取り扱いの方針で今後来年の3月まで対応させていただきたいなと考えております。

中原委員 おっしゃったとおり、納税者に全く責任はないわけですので、最後の1人まできちんと還付が行われるということに努力していただきたいという点と、おくれた理由についてお聞きするのは結構かと思うんですけども、今後こういった場合も起こり得るので、きちんと通知を見ておられないと思われる方がおられたりとかそういう場合には、協力してほしいということを誠実にお話ししていただきたいなと思います。以上です。

竹内委員長 そのほかに。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

中原委員 今回の補正予算につきましては、今議論をしておりました税源移譲の問題に伴っての還付の措置等必要なものも含まれておりますので、その点については先ほど申し上げたとおり努力していただくようにということをご要望申し上げたいと思うんですけれども、一方で、来年10月からの住民税の公的年金からの特別徴収にかかわる予算が盛り込まれておりますので、その1点を理由に反対したいと思います。

この公的年金からの特別徴収については、これまでの議会や委員会等でも申し上げてきたところではありますが、本人の意向を確認することなく強制的に天引きするということは、税の原則から外れるというふうに考えておりますので、この1点にかかわっては賛成できないという考えであります。以上です。

竹内委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第60号「平成20年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

竹内委員長 挙手多数であります。

よって、議案第60号のうち本委員会に付託された案件は可決されました。

次に案件第61号「平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

古橋住民部保険年金課長 平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)につきまして説明をさせていただきます。資料は4ページとなっております。

補正予算の内容といたしましては、前年度医療費の確定による精算に伴う国庫負担金等の返還金でございますが、歳入歳出それぞれ445万8,000円の補正をお願いするものでございます。

まず歳入でございますが、国民健康保険料、一般被保険者国民健康保険料、医療給付費現年分としまして378万1,000円を計上いたしております。

次に繰越金、繰越金、前年度繰越金としまして前年度の黒字分67万7,000円を計

上いたしております。

続きまして歳出でございます。歳出につきましては諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金としまして445万8,000円を計上いたしております、前年度医療費の確定に伴います精算分として国民健康保険療養給付費等国庫負担金429万8,000円、大阪府老人等医療費波及分補助金16万円をそれぞれ返還する内容になっております。説明は以上でございます。

竹内委員長 本件について質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第61号「平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第61号は本委員会において可決されました。

続きまして、議案第62号「平成20年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

岸本福祉部高齢福祉課長 平成20年度介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件についてご説明申し上げます。

委員会資料の5ページをご参照ください。

まず歳入でございますが、支払基金交付金、過年度分として501万1,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、前年度介護給付費等の確定に伴う支払基金からの精算金でござい

ます。

続きまして寄附金、介護予防寄附金として5万円の増額補正でございます。

内容につきましては、岬町内在住の個人の方より高齢者福祉の推進のためにと寄附をいただいたものでございます。

続きまして繰越金、前年度繰越金として前年度の黒字分4,228万2,000円の増額補正でございます。

この繰越金につきましては、前年度の給付費等の確定に伴う繰越金で、後ほど歳出に出てきます国・府支払基金への精算金と準備基金積立金に充当するものでございます。

続きまして、次ページをご参照ください。

歳出について説明させていただきます。

地域支援事業、地域介護予防活動支援事業としまして5万円の増額補正でございます。

内容につきましては、歳入の方でございました寄附金5万円を充てまして、介護予防事業のための前屈測定器やデジタル血圧計の購入を考えております。

続きまして諸支出金、国庫負担金等償還金として679万5,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、前年度の介護給付費等の確定に伴い国・府支払基金に対する精算返還金でございます。

続きまして基金積立金、介護給付費準備基金積立金として4,049万8,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、前年度の介護給付費等の確定に伴い余剰金を基金に積み立て、後年度の負担の緩和を図るものでございます。

以上、委員会付託分4,734万3,000円でございます。以上です。

竹内委員長 ありがとうございます。

本件について質疑、意見はございませんか。

中原委員 ただいまの説明の中で、委員会資料の6ページのところで基金の積立金のことについてご説明がありました。その件にかかわって、基金を積み立てていって後年度の負担の緩和を図るということが述べられましたが、今年度が見直しの時期になってきますので、来年度からの保険料の引き下げは可能かどうか、そのあたりの見通しについてお聞かせいただきたいと思います。

岸本福祉部高齢福祉課長 今、委員が言われたように、基金を積み立てして後年度の負担の緩和を

図というのが趣旨でございます。ちょうど今の時期ですけれども、国の方から次期、第4期の保険料の計算するシートが来ている最中でございます。それは過去の給付の実績等を勘案しまして、保険料を計算するシートでございます、それを今作業をしている最中でございますので、今の時点ではちょっと下がる上がるというのはご回答はできません。以上です。

中原委員 これまでも機会あるごとに高い保険料の見直しのことについては意見を述べさせていただいてきておりますけれども、来年度以降保険料の引き下げに努力をしていただきたいということをご意見申し上げておきたいと思います。以上です。

和田委員 5ページの寄附金、これは特定と書いて名前は出されないみたいですが、これは普通本人の意思で寄附した人が名前を言ってくれるなというようになってそういう説明になったのか。これは普通、寄附金は名前は出したらやっぱりぐあい悪いのか、その点。

岸本福祉部高齢福祉課長 この方については、町の窓口の方へ来まして寄附ということで、今まで亡くなった方が非常にお世話になったということで寄附をいただきました。そのときに言われたのが、くれぐれも名前は言わんといてくださいということで、それで広報とかにもこの方の文は出したんですけれども名前は出しておりません。以上です。

和田委員 本人の意思でそのようになったのはわかったんですが、普通は名前は言ってくれても構わないという人については、こちらから名前は言ってもらえるのかな。

岸本福祉部高齢福祉課長 普通はお名前を聞きまして、それでお名前も当然明記させていただいて広報等で掲載させていただいております。以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第62号「平成20年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1

次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第62号は本委員会において可決されました。

続いて、議案第70号「岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件」について議題といたします。

本件について、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹内委員長 質疑、意見ございませんか。

中原委員 この健康ふれあいセンターについては、指定管理者制度の移行に伴って運営が今現在続けられているところでありますけれども、本会議で説明のあったとおり、公衆浴場の利用料金については知事の公示によるものだと。知事が値上げを言ったからといって、健康ふれあいセンターの公衆浴場の利用料金を必ずしも上げるということではないということでしたが、指定管理者の方から料金を上げたいという意思是聞いているというご説明でありました。

値上げせざるを得ないような財政運営状況になっているのかどうか。これは12歳以上20円値上げされるということでありまして、経営努力をさまざまされているところかと思っておりますけれども、財政状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

芦田福祉部長 まず、この公衆浴場の料金改定については、健康ふれあいセンターがオープン以来数度にわたって改定をしてきました。やはり大阪府下の公衆浴場の運営、岬町の健康ふれあいセンターだけではなくて、他の公衆浴場の運営状況というのを勘案しながら大阪府全体として上げていくというそういう統一を図っているわけですので、岬町としてもそれを一貫して右へ倣えしてきたということがあります。

それと、健康ふれあいセンターの指定管理者の現在の運営状況からすると、非常によければいいんですけれども余りよくありません。こちらの方でいただいている収支の決算状況を見ますと、昨年度で1,000万円を超える赤字を計上している状況ですので、これを見送ってくれというような話にはちょっとできない状況であると。以上です。

中原委員 今ご答弁いただきました中で、公衆浴場の料金改定について右へ倣えをこれまでもしてきたという発言がありましたけれども、住民にとって悪いものに右へ倣えする必要は必ず

しもないと考えるので、今までのことは別としまして今後については住民サービスの切り捨てにならないように、負担増につながらないようにということは優先的に考えるべきであるというふうに考えます。

この運営状況について、昨年度で1,000万円を超える赤字ということが示されましたけれども、これはどう手当てしていくのか。このまま赤字がずっと累積されていくようであれば、最悪の場合、この健康ふれあいセンター自体を閉めなくてはならないというようなことにもなりかねないと思うんですけれども、そのあたりの見通しについては指定管理者としてはどのような考えを持っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

芦田福祉部長 指定管理者としては、この健康ふれあいセンター単体での赤字というのはありますけれども、ほかにもプールとかの指定管理者を幾つか持っておりますので、全体としてカバーをしていくという方向性であります。

指定管理者として、ここの健康ふれあいセンターがこれだけの赤字を持っているから撤退するのかなというようなことについては、5年間の指定管理者の契約がありますので、引き続き集客、できるだけ客が来るようなそういうような企画も考えていきたいし、いろいろ工夫をして経費もかなり削減の努力をしているみたいですし、そういうことでもって運営を続けていきたいというような考え方です。以上です。

中原委員 では、町としてはそのように努力もしている指定管理者に対してどのような支援、また援助といいますが、そういったことをされていくお考えなのかお示してください。

芦田福祉部長 まず資金面については、これは5年間の契約がありますので、それに沿った形で支援をしていくということになります。それ以外のところについては、指定管理者の方がいろいろ企画があって、ここをちょっと修正したいとか、ここを一部利用の内容を変えたいとかそういうことが施設の運営にとって、あるいは利用者の利便にとっていいのであれば、これまでも変更を承認してきましたし、そういう形での支援をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

中原委員 この施設については、指定管理者制度に移行されたとはいえ町の施設でありますので、今お答えいただきましたけれども町としてもいろいろな援助をして強めていただきたいということと、指定管理者についても住民の皆さんの福祉の増進に資するような施設として、より充実し、また継続してサービスを提供していけるということで努力していただきたいと要望しておきます。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

中原委員 この件につきましては1回につき20円の値上げということで、考えるところでもあるんですけども、まず知事の告示によるものということで、それに右倣えをするという形で住民に負担をふやすということについて賛成できるものではないと考えております。

橋下府知事については、次々と負担をふやし、サービスは切り捨て続けるという格好に改革という名前で進めておりますけれども、この件についてもその影響があるというふうに考えますし、上げ幅の大小にはかかわらず負担増には賛成できないという立場ですので、反対をいたします。以上です。

竹内委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第70号「岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

竹内委員長 挙手多数であります。

よって、議案第70号は本委員会において可決されました。

お諮りいたします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

竹内委員長 異議なしと認めます。

次の再開は、11時5分。

(午前10時58分 休憩)

(午前11時05分 再開)

竹内委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開します。

議案第74号「平成19年度岬町一般会計決算認定の件」のうち、本委員会に付託され

ました案件を議題とします。

本件について、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹内委員長 それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の9ページから14ページをごらんください。

歳入について質疑、意見ございませんか。

中原委員 委員会資料の9ページの分担金及び負担金、児童福祉費負担金の中で学童保育の保護者の負担金というところがありますけれども、おやつ代等についてはどのように処理をされているのか、お示しいただきたいと思います。

それから10ページの一番上の老人福祉費負担金の老人福祉施設入所者本人負担金、これは若干増収という格好になっているようでありますが、この理由についてお答えいただきたいと思います。

同じく10ページの使用料及び手数料、目2の衛生手数料ですけれども、ここについては、この目全体で増収になっておりますけれども、その理由についてお示しをいただきたいと思います。

それから11ページの府支出金、府補助金の民生費府補助金、社会福祉費補助金についてお聞きします。これは、この節内で減収というか収入が減っていることになりましてけれども、何が原因になったのかお示しいただきたいと思います。

それから12ページの節2の老人福祉費補助金、この中で老人クラブの活動等事業補助金という項目がなくなっております、見せていただいていたところ金額面から言ってもこの在宅高齢者福祉対策補助金という名前に変わったのかなと思ったんですけれども、そのあたりについて教えていただきたいと思います。

それから13ページの見2 民生費委託金1、社会福祉費委託金の最後のところで大阪版地方分権パッケージ移譲交付金というのがありますけれども、この内容についてお示しをいただきたいと思います。

それから14ページの一番下の同和更生資金償還金ですけれども、これはまだ償還が進んでいない残額が残っている状態が続いておりますけれども、この償還をどう進める計画かお示しいただきたいと思います。以上です。

古谷福祉部子育て支援課長 1点目の学童保育の負担金のお尋ねでございます。

おやつ代ということでございますが、歳入の方、これは保護者負担金とおやつ代を含めての歳入ということで396万9,000円の歳入という決算になっております。なお、滞納額もあわせて書いておるんですけども内訳がございまして、保護者負担金の滞納分が8万8,400円、おやつ分の滞納分が3万1,500円とそういう内訳で把握しております。

岸本福祉部高齢福祉課長 委員会資料10ページの一番上の老人福祉負担金の分で、前年よりもふえているということでございますが、これにつきましては今まで全盲の方2人措置をしておりましたが、新たに虐待で1名措置入所ということになりましたので、その分の収入がふえたということでございます。以上です。

谷下(芳)住民部住民生活課長 ちょっと質問の内容を聞き落としたんですけども、衛生手数料ですか。衛生手数料がふえている、目全体でということですか。

これは主にごみの処分手数料、これが18年度までは100キロ300円でしたけれども、19年度から900円に値上げしています。それと、若干ですけども飼い犬登録がふえたということが主な要因と考えられます。

大山福祉部地域福祉課長 11ページの社会福祉負担金の減収の原因でございましょうか。ふえているように思えるんですけども。

18年度決算では7,170万4,000円のところが、収入済みが9,521万円となっておるんですけども。

岸本福祉部高齢福祉課長 委員会資料12ページの老人福祉費補助金のうちの在宅高齢者福祉対策補助金の方ですけども、昨年は老人クラブ活動補助金ということで名称が変わっているのではないかとご質問でございます。

これにつきましては名称が変わっております。昨年度は69万5,000円で今年度は63万5,000円となっております。以上です。

大山福祉部地域福祉課長 13ページの中ほどにございます社会福祉費委託金の大阪版地方分権パッケージ移譲交付金でございますけれども、障害者分だけ大阪府の事業が町におりてきたということで、障害者手帳の再発行や証明事務の初期費用となっております。

芦田福祉部長 同和更生資金の貸付金の償還ですけども、ここ数年間この貸付金の償還について一応努力をしてきました。今後の動きですけども、まずこの金額のうち、もう既に死亡等の方が約半分ぐらい既におられるということで、それ以外の方について重点的に償還の呼びかけをして現在に至っておるわけですけども、引き続き、現在岬町内におられる方

については呼びかけをして、できるだけ集めていきたいというふうに考えております。

最終的には、これは大阪府の財源と町の財源3分の2と3分の1だったと思いますけれども、運営してきたわけなんですけれども、岬町だけの問題ではなくて、大阪府下でこの貸付金事業を行ってきている市町村全体と大阪府で今後この貸付金事業の残額についてどういうふうにするのかということについて、再度協議をしていくということになるかと思えます。以上です。

中原委員 いろいろとご説明をいただきまして了解をいたしました。

先ほどの社会福祉費補助金については、ちょっと場所をめくるのに時間がかかるので、もう一度確認して、また必要であれば個別でお聞きしたいなというふうに思います。

お聞きしたいことが1点のみ、老人クラブの活動等事業補助金という名前から在宅高齢者福祉対策補助金と12ページにありますけれども、名称が変更になったということでありましたが、補助の対象になるような内容とか事業内容等にかかわるような変更はないかどうかということをお聞きしておきたいと思えます。

それから、最後の同和更生資金の償還についてですけれども、半分ぐらいがもうお亡くなりになっているということで、この償還については非常に難しいという印象を受けたんですけれども、引き続いて償還が必要な方には呼びかけを強化していただきたいと思います。収入済みの額を見ましたら、年間でこの8万5,000円しか償還いただけていないということになりますので、これについては今努力しておられるところと思えますけれども、より一層努力を強めていただきたいと思いますということを要望しておきたいと思えます。

岸本福祉部高齢福祉課長 在宅高齢者福祉対策補助金ということで、老人クラブの運営内容について変更はないかということですが、内容につきましては前年と変わりございません。以上です。

奥野委員 1点お聞きしたいと思います。

まず9ページの町税のところ、各欄でたくさん収入未済額が金額がずっと並んでいるわけですけれども、今年度、税務の方で徴収の専門の方に来ていただいて徴収に努めるといふふうになってくるかと思うんですが、その辺のいろいろ対策なり成果をお示しいただきたいように思うのですが。

入口住民部副理事兼税務課長 今年度の4月から税務課へ来られております。その成果といたしましては...

竹内委員長 ちょっと済みません、入口課長。今の奥野委員の質問というのは、要するにことしか

ら入ったん違いますの。去年から入っておるんですか。ことしのこれは19年度の収入の分の成果というのは、あらわれているんですか。その辺のところをちょっと申しわけないですけどもはっきり答えてください。

白井住民部長 私の方から、答弁の途中ですけども補足の説明をさせていただきたいと思います。

4月から大阪府のOBの方を任期付きの短時間勤務職員という形で採用いたしまして、徴税事務に直接当たっていただいております。

特に、ことし4月から5月、この2カ月については平成19年度の町税の出納整理期間中という形で現年度の徴収について特に重点的に対応していただきまして、その19年度の出納整理期間中の納税の方の活動の状況なんですけれども、19年度の課税のうち未納額が5万円以上の方については現在、その当時に119名ございまして、税額にいたしまして約2,000万円ございました。これにつきまして直接交渉を行いまして、そのうち39名の方について税額は460万円でございますけれども、それについては全額収納を行うことができました。

また、残りの34名につきましては分割納付、税額にいたしまして610万円でございますけれども、これにつきましても分割納付中でございまして、残りの31名につきましては現在、引き続き納税交渉を行っておるところでございまして、これらが平成19年度の出納整理期間中に徴収等を行いまして19年度決算として歳入いたしております。

それとは別に平成20年度の話になるわけなんですけれども、6月以降なんですけれども、これとあわせて6月に新たに現年度の方が未納になりますと20年度では滞納者となりますので、そういう方々の滞納のファイルの整理が必要でございますので、大阪府で培ったノウハウを生かしながら今後滞納整理が効率的にできるよう、そのファイルの整理を行っていただくとともに、今申し上げました分割納付並びに納税交渉中の方がたくさんおられますので、そういう方についても直接ご自宅の方にお伺いいたしまして納税交渉を行って、徴収率の向上また滞納繰越額の減少に努めてまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

出口委員 今、白井部長の説明でよく理解できましたけれども、実は滞納繰越分の件ですが、特に今委員もおっしゃったように不納欠損額が今回多額な金額がちょっと出ているのではないかなというふうに私感じましたけれども、その中で実際に滞納繰越分の固定資産額でも1億3,611万4,780円の町税の分がありまして、そのうちの不納欠損額が798万2,846円ですかというような形でこの決算は出ていますけれども、ほかにも軽自動車

税とかもしくは個人、法人でもそういう部分が多々出ております。

これは、もう何年か前からの焦げつきがあって、こういうふうな今回19年度で不納欠損という形で帳簿処理をしたんですか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

入口住民部副理事兼税務課長 今言われました焦げつきの部分もございます。不納欠損として処理した内容につきましては、地方税法の15条の7第1項、1号、2号、3号、及び第4項、第5項という規定がありまして、また、停止中の者で時効期間が満了した者がありまして、その規定に該当する者について、固定資産税につきましては、798万2,846円を不納欠損とさせていただいております。

出口委員 そしたら今、課長の説明で、その中で今度また収入未済額が1億754万537円ありますやんか。その部分も要するに、その規定に基づいて、また不納欠損額に来年、再来年も充当される金額が出てまいりますよね。

入口住民部副理事兼税務課長 不納額については、未済額については今後の徴収の強化という形にあらわれてきますので、徴収強化を図っていきたいと考えております。

白井住民部長 ちょっと滞納整理の問題、また不納欠損の問題につきまして、ちょっと簡単に補足の説明をさせていただきたいと考えております。

まず不納欠損なんですけれども今回1,136万円、前年度も1,123万円で、ほぼ大体同額の不納欠損を行っております。

まず滞納の取り組み状況もそうなんですけれども、まずなぜ滞納になったのかという理由がございます。まず滞納者の中でも払えるのに払わない人、これは悪質でございますので、そういう方については差し押さえとかいろいろな法律に基づいた強制措置を行ったところでございます。それとそれ以外の方について、少し待っていただきましたら払えるそういう方については分割納付とかそういうような取り扱いを行っております。

それ以外に、もう実際払えない方がおられます。例えば破産された方とかいろいろな理由でございます。そういう方については、財産のない方、また差し押さえすることによって生活に著しい影響を与える方、そして居所不明とそういう方については滞納処分執行停止という手続をとりまして、それで一たん滞納処理を停止、すなわち手続を停止いたします。そして、そういう方がそういう状態が3年続きますと再度調査いたしまして、そういう状態が続いている方については不納欠損処分ということで、1,136万1,000円のうちほとんどがそういう滞納処分ができない財産のない方だと、そういう方々については不納欠損処分として落としているという状況でございます。

それ以外の方については引き続き強制措置とか分割納付かという形で、滞納者については税の公平性を確保するという意味がございますので、それについては的確に法律に沿った形で滞納者に対して対応をしていくとそういう状況ですのでご理解願いたいと思います。

出口委員 部長の話はよく理解できますけれども、住民の中には、年金が月2万円しかない。固定資産税を身をけずって納めてるという方もおられます。そういう中で、不公平でできますよね。実際、部長がおっしゃっております、払えるのだけれども払わないとか、そしてまた今私が話したように年金が2ヶ月で4万円という中で、固定資産税を払っている方。そういう方々は非常に迷惑をこうむりますわな。その辺で、そういう制度をもっともっと行政の方として、どういう形でこれから町制度を考えていくのか教えてほしい。それと同時に、実際に住民部の方では、どのような形でどうゆうふうな部内会議をやってるんか、私も特に、入口課長が時間外にも、大分滞納者の方に徴収しているのも聞いております。やはり1課長、1部長にまかせるのではなくて、行政全体で、お互い、皆が税金の徴収をすることによって、住民負担が軽減されますので、それも十分理解していただいて、各部署でも意識をもってほしいと要望しておきます。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、これで歳入についての質疑を終わります。

続いて歳出に入ります。

なお、参考資料としてページがわかりやすいように、各常任委員会所管の内訳表、決算書、これですね、決算書の一番前にA4で「厚生委員会の総務費のうち」というところからの真ん中の部分ですね、ここに全部記載しておりますので、あわせてごらんください。

まず、総務費に入ります。

決算書47ページの目、交通安全対策事業費、50ページから52ページの項、徴税費及び52ページから54ページの戸籍住民基本台帳費をごらんください。

質疑、ご意見はございませんか。

中原委員 決算書の47ページの目6交通安全対策事業費の中で、節14の使用料及び賃借料についてお聞きしたいと思います。

駐輪場用地借上料ということで、これは南海の駅の改札口付近の駐輪場のことかなと思いますけれども、これについて、みさき公園駅の国道26号線側の駐輪場は非常に狭いということで、住民の皆さんからもあそこを何とか広げられないのかという声をお聞きする

ことがありますので、今後の考え方についてお聞きしておきたいと思います。

それから52ページの目、賦課徴収費の節13の委託料についてですが、支出済み額が2006年と2007年を比較した場合に増額しているようでありませけれども、その理由についてお示しいただきたいと思います。

それからこの備考の中で、ちょっとこれはほかの委員会にまたがることになるので関連でお答えいただければと思いますけれども、公売財産鑑定業務委託料というのが書かれておりまして、それにかかわることでお聞きしたいと思うことがありまして、予算のときにお聞きしていたところでは、住所でいきますと淡輪の4233番地の2という場所を売却する予定だということをお聞きしておったんですけれども、それが予算額としては700万円というふうにお聞きしていたんですが、この決算内容を見せていただくと240万円余りとどまったように見受けられるんですけれども、そのあたりについて理由等、状況をお示しいただければなと思います。以上です。

谷下(芳)住民部住民生活課長 先ほどのみさき公園駅の駐輪場の件でございますけれども、拡張につきましては現段階におきましては拡張は無理だということでございます。

それで、どういうふうな対応をしていくというよりもやっていきたいと考えておりますのは、とりあえず現状の駐輪の要は不法占拠されているというんですか、不法駐輪されている自転車を確認しながらそれを撤去し、スペースを確保していきたいというように考えております。以上です。

入口住民部副理事兼税務課長 これについては地図等のデータ評価が情報の更新、いわゆる19年度から21年度の固定資産の評価替えに備え、3年に1度の航空写真撮影、地番図の修正等により、増額しているものでございます。

公売鑑定委託料でございますが、本町が差し押さえを行った不動産、いわゆる土地を公売により換価し、滞納に充当するため、公売財産の見積もり価格を決定する必要が生じたため、委託料として15万2,250円を支出しております。

竹内委員長 今の中原議員の質問にちょっと違うような気もするんですけれども。

去年700万円であったやつが、予算のときのやつな。予算はそうなっている。

白井住民部長 徴税費の委託料につきまして、まず委託料の節が前年度より大きく増加した理由でございますけれども、これは担当課長が言いましたとおり平成21年度が評価替えとなっておりますので、この前年度に評価替えの基礎となります航空写真の撮影がございます。そういう経費が節の中にあります固定資産評価基本データ修正委託料1,462万6,50

0円ですけれども、これが大きく前年度に比べまして増加しておりますので、これが一つの大きな要因でございます。

それともう1点ご質問がございました公売財産委託料15万2,250円ですけれども、これにつきまして、当初では節の中では鑑定委託料という形で予算を計上いたしましたけれど、その中から今回公売を行うということで鑑定を行う必要がございますので、その鑑定委託料の中から流用いたしまして15万2,500円を支出したものでございますので、ご理解願いたいと思います。以上です。

中原委員 まず南海の駅の駐輪場のことですが、現状では拡張は無理と断言しておられて、スペースを不法駐輪を整理しながら確保していくと。

これまでも不法駐輪の整理というか撤去とかそういう作業はしてこられているというふうにお見受けしますし、それがなくなると確かに一気にスペースがあくという部分がありますので、ただ、みさき公園の私が申し上げている箇所については、ちょっと不法駐輪の撤去だけでは対応としては不十分であると言わざるを得ないのではないかなというふうに感じているところであります。

拡張は無理とおっしゃる理由について、お聞かせいただければなと。どういうことが障害となって拡張が難しいということになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから今、後でお聞きした賦課徴収費についてですが、この委託料全体についての増額理由について白井部長からお示しがあったところであります。

これは3年に1度の評価がえに必要な予算措置を講じたという、執行したということでありましたけれども、この3年に1度の評価がえについてはもともとわかっていたことでありまして、今回データ修正委託料等盛り込まれておりますけれども、これを急遽措置しなければならなくなった理由について。理解できるようにご説明をいただきたいと思いません。

それともう1点、最後の公売財産の鑑定業務委託料にかかわってお聞きした件なんですが、これは委託料そのものについてお聞きしたということではなくて、それに関連して予算上では700万円収入する見込みであったのかなというふう思うのですが、それが決算上では240万円余りという結果になったのかなというふうにお見受けしまして、そのあたりについて詳細をお示しいただきたいという意図であったんですけれども、この委員会の中では所管内容に当たらない部分でもありますので、もしわかればご説明いただきたいところでもありますけれども、難しければまた個別に担当部に足を運んでお聞きしたいと

考えております。

白井住民部長 まず1点目、駐輪場の問題ですけれども、みさき公園の駐輪場は2カ所ございまして、国道側の改札を抜けて大阪側の駐輪場、ここがいつも手狭になっておりまして、国道の歩道にも置かれている状況でございます。一方、和歌山側のマクドナルド、そちらの方についてはまだ余裕がございます。

基本的な考え方といたしましては、今大阪側であふれている自転車を和歌山側に移したいという意向でございまして、用地の確保につきましては地権者の南海さんと協議しているんですけれども、なかなか南海も駅前の貴重な用地ということでありまして、なかなか駐輪場にお貸し願えることはできませんので、現行のままでいかにして駐輪場対策を行うかでございますので、現在、課長が答えましたとおり、まず長期にわたって放置されている自転車、これについては撤去したい。そして、その上で今現在歩道の方にあふれております自転車、これを地域の皆さん方の協力によりまして和歌山側のマクドナルドの方に移動しまして、両方の駐輪場を利用して当面对応したいとそういう考え方でございます。

次に徴税費の委託料の節の増減理由なんですけれども、これは平成18年度と19年度を比べた上で私は回答させていただいたわけなんですけれども、19年度が増加した理由につきましては、先ほど言いましたとおり評価替えに係る経費、特に航空写真の経費並びに3年に1度岬町にあります土地評価の基礎となります標準宅地の鑑定委託料、それが19年度に重なっておりますので、それが大きくふえた主な理由でございます。

あと収入の問題については、説明を省略させていただきます。

中原委員 1点目の南海の駅の駐輪場についてですけれども、おっしゃっている方向で和歌山側の方に駐輪スペースは確かにありますので、そちらを利用していただくように、またそちらへ移動したり等で当面の措置を図っていただきたいと思います。

今後また必要に応じて用地については困難なところがあるようにお聞きしておりますけれども、何らかの打開策はないのか検討していただきたいとご要望申し上げます。

以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、総務費の質疑を終わります。

続いて民生費に入ります。

決算書の60ページから79ページをごらんください。

ただし、63ページの目、社会福祉総務費のうち危機管理課に係るもの及び71ページから73ページの目、文化センター費は他の委員会の所管でございますので省きます。

それでは質疑、意見の方ございませんか。

中原委員 決算書の66ページの目2、老人福祉費の節13、委託料の中でお聞かせいただきたいと思ひます。この中で、紙おむつの給付委託料というのは、2007年度しかあげていないのか確認したいと思ひます。

それと、白蟻防除委託料というのは、どこの施設で処置されたのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

次に、71ページの目7、淡輪老人センター費についてお聞きしたいと思ひます。節13の委託料で、淡輪老人センター運營業務委託料が執行されていますけれども、運営の状況等について、お聞かせいただきたいと思ひます。淡輪老人福祉センターについては、平成19年度中からの指定管理者への移行ということであったかなと。すみません時期がはっきりと思ひ出せないのですけれども、それに伴ってのことがあったかなと思ひまして、指定管理者導入の時期について、まず確認したいと思ひます。

それから76ページの節13委託料の中でお聞きしたいと思ひます。

たしか予算案の時点では保育所の臨時的保育士の手当のために人材派遣に係る委託料が含まれておったかなと思ひますけれども、今回それが書かれていないということは人材派遣にお願ひしなくて済んだのかということを確認したいと思ひます。

それから77ページの目4児童遊園整備費ですけれども、節11の需用費の中で修繕料がありまして、これは予算よりもちょっと大きい額になっているのかなとお見受けするんですが、修繕箇所や状況についてお聞かせいただきたいと思ひます。

それから同じく節13の委託料の中で、児童遊園に関して措置されたのかなと思われる項目が幾つかあるんですけれども、当初予算の中では特に計上されていなかったようにお見受けするんですが、例えば遊具撤去委託料とか遊具にかかわるものですね。それから節15の工事請負費、児童遊園改修工事等、このあたりについてのご説明をいただきたいと思ひます。

それから78ページの目6乳幼児医療助成費についてですが、これは今現在3歳児までという格好で継続して乳幼児の医療費の助成を続けておるところでありますけれども、これに関連して今後通院の年齢の対象の引き上げが求められると考えておりますけれども、そのあたりについてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。以上です。

竹内委員長 7点。

岸本福祉部高齢福祉課長 まず1点目の66ページの委託料の中で、去年は紙おむつの給付事業ということであったけれども今年度はないということでございます。この事業については廃止ではなくて、介護保険の特別会計の方に移行いたしました。

第2点目の13の委託料の一番下のシロアリ駆除の委託でございます。場所については深日の緑ヶ丘老人憩いの家のシロアリ駆除でございます。これは、柱と天井がシロアリに食われておりましたので修理いたしました。

それと71ページの淡輪老人センター費の中の委託料でございます。まず、指定管理につきましては平成18年の10月から平成22年度末までの4年半でございます。1年分の委託料として94万円を計上しております。以上です。

古谷福祉部子育て支援課長 幾つかご質問いただきました。まず76ページでしたか、児童福祉施設費の委託料、人材派遣の件ですけれども、これは予算取りとしましては最悪アルバイトの保育士さんが集まらない場合はやむなく人材派遣、単価は高いんですけれどもそういうことも予定はしておりましたが、幸いアルバイトさんの確保等ができて、総延長保育のときも支障がなかったという結果でございます。

それから次77ページの方でしたか、児童遊園整備費の修繕料それから委託料、工事請負費についてご質問をいただきました。

一般的なことをまず申し上げますと、非常に財源不足で厳しい中で各地域の方々からご要望たくさんございます。その中で、まず危険であるというやつは緊急的に対応すると。これは補正予算を組むまでもなく流用も含めて、子どもたちが遊んでけがをするおそれがあるというものについては緊急的にでも修繕したり、あるいは遊具の撤去委託でありますとか、あるいは手すりやスロープの取り付け工事をしていくとそういう方針で臨んでおりました。

具体的なその修繕料が大きくなっているよというご指摘ございましたが、具体的にはグリーントウンの児童遊園の水銀灯の取りかえ、これが11万円余り、それから望海坂の第2公園の複合遊具の修繕、それから港ちびっこ遊園の遊具の補修こういう、すぐ対応しないと電気もついていないとか危険であるというようなところを重点的に修繕し、あるいはまた委託料の方では危険となって使えない遊具の撤去を行った、あるいは工事請負の方では児童遊園の手すりがないとかというような、そういう使用上危ないというようなところについては緊急的に措置を行ってきたということでございます。

それからもう1点78ページでございましたが、乳幼児医療費助成でございます。

3歳未満というようなご指摘をいただいたかなと思うんですけども、現在大阪府の制度は通院が3歳未満で入院が就学前児童でございますが、岬町はこれに通院の方1歳上乗せして4歳未満ということで現在医療費の助成事業を行っております。

内容的には、現在のところ1医療機関当たり入通院とも各500円、1日ですね。これは月2日限度、1カ月当たり負担限度額が2,500円とこういう大枠の中での制度でございます。

今後はということなんですけれども、これはご承知のとおり橋下知事の方から、当初プロジェクトチーム案というような形で大きく見直すんやという方向が示されまして、現在大阪府とそれから市長会、町村長会が代表を出し合って、今日もやっておるように聞いておるんですけども、来年度以降これをどうしていくんやということを今協議を始めて、府の方のお考えとしては市町村の意見も聞いてやっていくというふうに聞いておりますので、今まさに協議中というところでございます。

中原委員 66ページでお聞かせいただいた紙おむつについては、介護保険の特別会計の方で移行して実施しているということでありましたけれども、実施のそれはその会計で聞いた方がいいですかね。はい、わかりました。ご説明をいただいて了解いたしました。

それから71ページの淡輪老人センターの運営業務委託料について、指定管理者に移行された時期をお聞きしましたけれども、平成18年の10月から移行しておりますというお答えでした。移行後の運営面ですね、住民サービスが低下していないのか、また老人センターの財政運営状況等をお聞かせいただきたいと。あわせて、町の財政的にはプラスにつながったのかということについてお示しをいただきたいと思います。

それから76ページの保育所の人材派遣の問題につきましては、平成19年度については派遣を受けなくて済んだと、何とか確保できたということでありましたので、今後も体制の充実をより一層図っていただきたいとご要望申し上げておきたいと思います。

それから77ページの児童遊園の分については地域からの要望があったということで、私もいろんなところで児童遊園については要望をいろいろとお聞かせいただくところでありまして、子どもが遊べる場所が減っているという声も聞こえてきているところでありませう。

緊急的な措置をされたということで、この件については評価したいというふうに考えております。

あと、最後の78ページの乳幼児医療の助成についてですけれども、これは府の基準に1歳プラスして頑張ってやってんねやおっしゃりたいところかと思えますけれども、この乳幼児医療費の助成については全国的にも広がっておりますし、大阪府下でもどんどん年齢が引き上げをされているというところでありまして、府下の団体の中でいきますと過半数の市町村で小学校就学前まで、またそれ以上のところもあります。ご承知のところかと思えますけれども。岬町においては所得制限もまだ残されているというところでありまして、4歳未満、3歳児までの助成を行っているというところでもありますので、この通院の医療費の対象年齢の引き上げについて今後より充実させるように求めておきたいと思えます。以上です。

岸本福祉部高齢福祉課長 老人福祉センターの方の運営状況についてでございます。

毎年毎年94万円の委託料を支払いまして、運営状況の決算等上がってきます。その中では収支はプラス・マイナス・ゼロという数字でございました。今まで町が運営するのと指定管理について町にとってのメリットということでございますが、今まで委託料として、ちょっと金額ははっきり覚えていないんですけども100何十万円かのお金で委託をしておりました。そのかわり、あそこでお葬式をするときのお金を町の方が収入いたしておりました。今回指定管理にいたしまして、それも全部相殺いたしまして94万円ということで、4年半の指定管理を受けたという状況でございます。

それとあと1点、運営の中身についてなんですけれども、隣に平成18年度介護予防拠点といたしましてプレハブも併設いたしました。その中の状況を見ると、プレハブでも毎日のように大正琴、習字、カラオケ等を使用している状況でございます。以上です。

中原委員 今ご説明いただきましたけれども、淡輪老人センターの運営について、運営面では隣にその介護予防の拠点となる施設をつくって、そこが非常に活発に利用されているということが今ご説明があったとおりですので、そこはより一層この施設の目的にかなうように運用を図っていくように努力をしていただきたいと思います。

町にとってプラスになったのかマイナスになったのかというところでもありますけれども、近いところで2006年、一昨年の歳入歳出で見ますと、運営業務に係る委託料として約120万円町から支出をしております。それに対して使用料として歳入約46万円ということでもありますので、2006年度については町の負担は75万円であったと。それに比べて、昨年2007年度については94万円の運営業務委託料が発生していると。これがそのまま町負担になりますので、やや町負担としては重くなっているのかなという印

象を受けているところであります。

これは、私は一昨年と昨年という短期でしか見ておりませんので、この傾向が続くのかどうか、指定管理者に移行して、運営面でも住民から見ても町の財政から見てもプラスであったと言えるものになっていくかどうか、そのあたりについてお考えをお示しいただきたいと思います。

芦田福祉部長 老福センターを指定管理者制度に移行するにつきまして、その委託料の算定根拠なんですけれども、一つにはそれまで岬町の収入として入っていた使用料ですね、これが主に葬式で使用している分について入ってくるんですけれども、ちょうど移行する前の年ぐらいから急激に収入が減ってきているという状況がありました。たしか、それより前の決算書とかを見ますと80万円とかそういう形で入ってきていたと思います。

それで、指定管理者の委託料を算定するについて、その前の実績ということは直でやっちゃうと指定管理者の方は赤字が発生するだろうと。というのは、もう葬式が海浜会館の方に主軸が移っておりまして、老福センターでこの平成18年の4月から9月までの実績でもほとんどゼロに近かったんです。結果としては、その分について過去の実績も考慮しながら、なおかつ減っていくだろうという見込みを立てました。

それと、もう一つ委託料の増要因として、今まで町が修理費とか光熱水費を町の費用として払っていましたので決算書の中には委託料とともに町が支払ったそこら辺の諸経費が含まれていると思います。それも全部委託料として渡して自主的に管理をしてくださいよという形になっていますので、実際の費用としてはその委託料プラス事務的な経費だと思います。その事務的な経費につきましても、先ほど課長が説明しましたように隣のプレハブがふえましたので、その分の光熱水費がふえるだろうという見込みを立てましたので、その分も歳出にオンをして、トータルとして幾ら、計算上出しましたけれども、歳入分が減少していく見込みであるということと、歳出ではちょっと増要因が施設を増設したために出てくるということで、差し引き94万円という額を決定した経緯があります。以上であります。

中原委員 プラス・マイナスについては一概には言いづらいところがあるのかなと。指定管理者に移行するそのときの議論でも、町の財政にとっては大きなプラスになるということではないというふうにお聞きしてはありましたけれども、これがもし町にとって大きくマイナスになっていくということであるならば、その点については考え直していく必要があるなと思ひまして、いろいろとお聞かせいただいていたところであります。

これについては、今後も推移を見守っていかなければいけないところであるかと思いますので、今後また今の活発な運営状況にも町として支援を強め、また住民サービスの後退がないように財政面で必要なときは措置をするなど有効利用を図っていただきたいということをご要望申し上げたいと思います。以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

奥野委員 1点お聞きしたいと思います。

決算書の60ページの民生費で総額として不用額が9,428万9,391円、かなりの不用額が出ております。これは不用額ですので本当にありがたい、かつ担当課の方でもいろいろな努力のこいがかあって不用額が累積になったものと考えますけれども、逆の見方をしますと、この予算編成のときにかなり余裕を持った予算編成をされているのではないかというふうにも考えられるわけですが、担当の課のいろいろな性格によってきちっとはいかないんでしょうけれども、この額が余りにも1億円近く不用というような額で、財政が大変な折にこれだけの不用額が出るというのはいかがなものかなというふうに思います。

それで、各課というともたがりますので答弁がなかなか難しいんですけど、その編成時に各課では精査されているとは思いますが、その辺ご答弁いただけるならお願いいたします。

芦田福祉部長 まず今回、ことし平成19年度決算で不用額が非常に大きな金額になったというのは、障害者施策が大きく転換をしたちょうどその時期に当たっているということが1点あります。障害者自立支援法が制定されましたというものの、制定されてすぐまた中身が変わる、法律そのものは変わらないんですけども、その運用面で変わっていくというようなことがありまして、当初予算を立てる段階でなかなか見込みが立てにくいという状況が一つありました。

実際に運営してみても、この金額が年間を通してそのままいくのかどうかということの不安もありましたので、今回の予算措置、平成19年度の予算措置のときに、ということは平成18年の10月ですよね、だからこのときの状況としては非常にあやふやな制度のままに予算化をしたということが1点あります。これは現実にあります。

そこら辺のことは、うちとしても反省はしたいんですけども、現実に制度の中身が翌年の3月ぎりぎりではしか国の方から通知がおりてこないという状況の中では、昨年度の実績だけではいけないだろうという形で担当者の方も一緒に不安の中で予算を組んだと思

ますので、そこら辺のことはひとつご了承を願いたいと思います。

今後について、まだ自立支援法、法律は変わらないんですけども、まだその運用面できつもの7月からまた変わったり、それから障害者団体がもともとから言っています自己負担の問題ということについて、上限額が再度下がるのではないかと、あるいは根本的に見直しをするのではないかとというような動きがありまして、これが来年度の4月からどういうふうに運用されるのかということがまだ未確定な段階でまた来年度の予算を組まなければならないという非常に厳しい状況を迎えるわけですけども、できるだけそこら辺は精査をした上で予算を組んでいきたいと思いますので、何とぞご了承をお願いしたいと思います。

奥野委員 部長から答弁いただきましたので、そういうふうな答えかなとは思っていましたが、財政大変な折ですけども、来年度に向けてより一層の精査をして予算編成をよろしくをお願いしたいと思います。以上です。

川端委員 済みません、ちょっと何点かお聞きしたいので順番をお願いします。全部言ったらちょっとややこしいので順番をお願いします。

1点目は62ページの委託料のところの戦没者追悼式飾付委託料、これは61万5,000円計上されているんですけども、戦没者の家族の方なのかこれに参加される方も年々やっぱり高齢化になってきて、参加者もだんだん減ってきていると思うんです。今現在、この対象になる人数、また例えばことしの6月でしたね、行われたときの参加者数はどれくらい参加されているのかということをお聞きします。それを先にお願ひします。

大山福祉部地域福祉課長 戦没者追悼式の件でございますけれども、対象者がいつも述べられますように460何柱とかあるので、それで回答にさせていただきたいと思ひます。

参加者ですけども、大体200人前後にちょっとだんだん少なくなってきておりますけれども、200人前後来ていただいております。以上でございます。

川端委員 それでね、参加された方からのご意見なんですけれども、これはだんだん年々やっぱり減ってきているので、せつかくこれだけの費用をかけるに当たって、また費用もここでは61万少し、あとバスの借り上げ、ここに見えないところでやはり職員の方も休日出勤しての件費もある、これをすべて足していったときにはかなりの金額になるん違うかという参加される方からのご意見なんですよ。

やっぱりこの戦争を風化させないということ、またこうした方のもとに今の平和がある

ということをすごく大事なことから、だけでもまだまだ世界的には戦争が起こっているということも踏まえて、これをもっともっと何か違う形でやっていけないのか、できるだけ若いこれからの子どもさんたちも交えて、これからの方たちも交えて何かこういう追悼についてやっていけないのか、その辺を1回考えてほしいというご意見がありました。それについて何か今お答えいただけたら。

芦田福祉部長 大変いいご提案ではないかというふうには感じるわけですが、ただこの戦没者追悼事業が大きくは国、府で市町村全部、大阪府下で言いますと全市町村がやっている事業でありまして、どこも同じ悩みで参加者が減ってきている、でもやはり戦没者という方々の戦争で亡くなられた方、それからそのご家族の方が戦後非常に苦労されてこられたということについて、やっぱり感謝の念を表現する式としてやっぱり残しておいてほしいという声が、ちょうど昭和天皇が亡くなったときにこの問題が一時再燃しました。戦没者追悼式をどうするのかということですね。ただ、それが継続という方向になったので、これを打ち切って新たな何かをするということになってくると、ちょっと難しいのかなと。岬町単独で、さあやるよという形にはならないのかなというふうに思います。

ただ、現在やはり戦没者というか具体的に戦争の中で兵士として行って亡くなられた方だけを対象にしているというか、もうそういうふうには現実にはなっているわけですね。ただ、そうすると若い人やそれから岬町の中で空襲に遭って亡くなられた方もおられるわけですね。そういう方々全体を含めて戦争の問題をどう考えるのかということ企画をして何かをするということについては、ちょっと考えなければならぬ時期に来ているのではないかなというふうに考えております。それを含めて検討をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

川端委員 今後の課題ということで、よろしくをお願いします。

次に、ちょっと先ほども不用額全体を含めての質問がございました。ちょっと私、個別に不用額はちょっと大きいのを4点ほどあれしましたので、これをちょっと教えてほしいと思います。

一つ目は63ページの負担金の中で、身体障害者住宅改造事業補助金が予算書から見たら予算書では150万円ついていて決算で12万円1割切っているというのは少なかったのかなと思うこと。また次二つ目は、次の64ページの自立支援給付費、括弧して再生医療と書いているんですけども、このちょっと再生医療の中身を教えてほしいことと、これも金額がやっぱり1,000万円ほど少ないということ。

次、三つ目がその64ページの真ん中辺ですね、知的障害者共同生活援助給付費、これはグループホームのことかなと思うんですが、これも1,300万円が300万円決算かなと、これは私見たと思うんです。もう1点が67ページの19負担金の中の高齢者住宅改造事業補助金です。これも300万円が52万2,000円かなと思います。ちょっとこの4点お願いします。

大山福祉部地域福祉課長 まず63ページの身体障害者住宅改造事業補助金でございますけれども、18年度は3件ございましたけれども平成19年度は1件で、障害児の家庭で駐車場から玄関までのスロープの改修工事1件ございました。

岸本福祉部高齢福祉課長 67ページをちょっと先に回答させていただきます。

67ページの負担金の方で高齢者住宅改造事業補助金ということで52万2,000円という少ない数字なんですけど、当初予算は268万3,000円で決算が52万2,000円ということで、これは中身については平成18年度14件申請がございました。平成19年度については3件しかございません。その差でこういうことになっております。以上です。

大山福祉部地域福祉課長 先ほどの身体障害者住宅改造の件なんですけれども、介護保険関係の絡みが多かったもので、介護保険の方へ行かせていただいた。実際に1件がありましたのは障害児の1件だけでございます。

次の64ページの三つ目の自立支援医療更生医療給付金の件でございますけれども、これは国の施策転換で、19年度から生活保護の保護者の人工透析も含まれるようになったので、こういうふうに大きくなったということもございます。含まれるようになって、かなり多額を見込んでいたんですけども4名から5名の身体障害者の透析だけで申請が来たということになっております。

もう一つの知的障害者共同生活援助給付費ですけれども、これはグループホームの関係でございます。平成18年9月まではグループホーム一本でございましたが、18年10月からはグループホームとケアホームにわかれまして。この同じページの64ページの一番下から五つ目に知的障害者共同生活介護給付費とございますけれども、これがケアホームになっております。以上でございます。

川端委員 ありがとうございます。そしたら、この言ったらちょっと移行した部分もあるからと思うんですけども、住宅改造も言ったら介護の方とかあちこちで使われているから少ないという面もあるかと思えますね。言ったら障害者の方も老人の方もね。

結局、言ったら皆さん別にこれで事足りていたらいいというのか、住民さんが足りていたらいいと思うんです。ただ知らないためにこれを使っていないということはまずいと思いますので、啓発の方をよろしくお願いします。

あと、グループホームなんですけれども、今グループホームは岬町で何カ所されているんですか。

大山福祉部地域福祉課長 現在、3カ所でやっております。

川端委員 なかなか皆さんやっぱり地域の方とうまく、当初はグループホームを立ち上げるということで地域の方からいろんな不安の声とかも聞かれたと聞いているんですけれども、地域の方たちと仲よくやっているのか、また今後についてはこの数をふやしていく傾向にあるのか、ちょっとその辺をお尋ねします。

芦田福祉部長 まず、グループホーム、ケアホームいずれにしましても、障害者の方が施設から出て地域で暮らす場合にお父さんやお母さんのところにいて生活をするというだけではなくて、自立をするということの一つのステップとしてこの共同生活ということが位置づけられて、国の方も最初は非常に奨励をしておりました。愛の家さんの方も特に積極的で、深日の白雲台を初め淡輪とかで実際に3カ所も設置をしてこられた経過があります。

大変、地元の住民の方も障害者、知的障害者が自分たちだけでやる、自分たちだけでというよりも、もちろんそこに見守りを兼ねた人が一人つくんですけれども非常に不安だということであったんですけれども、この前も白雲台の方では新たに1部屋増設をするということで、自治会の総会に愛の家さんも出かけていって一応ゴーサインという形で出たというふうな話を聞いておりますし、そういうことで、地元の人たちも最初は不安であるけれども、実際にやってみるとみんな協力してやっていけばいいんだという形になってきていると思いますので、町としてもグループホームについて愛の家さんが拡大するということについては、うちも一定の給付の負担分がありますけれども、それは推奨していきたいなと思います。

ただ、現在のグループホームの定員が6名になってしまったという形で、6名未満のところは給付額を減らすという形になっています。今は過渡的な措置でそれが何とか1割とか2割減ぐらいでとどまっていますけれども、これが完全に6名定員でそのままいっちゃうと、実際にその6名が一つの家のところで暮らせるような家なんて現実にはないわけですよ。大体3人とか4人、実際に普通の部屋って4DKとか4LDKなので、そういう人数の問題というのも国の制度そのものにちょっとあるのではないかなと。

愛の家さんも今後、そのグループホームの負担、収入といいますがそういうものがかなり当初からは減ってきているので、今後どういうふうにするのかということについてはちょっと一定慎重になられているのではないかなというふうに思います。ただ、施設に住んで当たり前というそういう障害者の生活のあり方から地域の中でみんなと一緒に暮らすんだというようなことを実際に実施していくためには、当然地元の人たちの不安を解消していくということもありますけれども、それにはやはりグループホームとかそういう形で実際に地域に定着させていくという施策が必要ではないかというふうに考えております。以上です。

川端委員 ぜひともよろしく願いしておきます。

余り長々と言ったら時間もありますから、芦田部長いろいろ考えてよろしく願いします。

もう1点、済みません。

児童福祉施設費のところでは74ページです。

ここで、これは保育所の関係かと思えますけれども1億4,800万円と計上されていますね、給料のところ。今、何人いらっしゃるんですか。

古谷福祉部子育て支援課長 今、保育士、正職員で27名ということでございまして、5月の時点で押さえたものですけれども27名、アルバイトの保育士が12名、その他、早延長とか短い勤務の方も含めて延べで36名、また、その他看護師3名、調理員5名というようなそういう体制で現在進めてきております。

川端委員 そしたら、ちょっと聞きましたら来年はおやめになる方もいらっしゃると思うんですが、今わかっている時点でマイナス何名になるのか、またその辺の体制はどんなふうにしていくのか。

古谷福祉部子育て支援課長 来年の体制につきまして、まさに今検討を本格化している課題でございます。

人事の方からも数名の退職予定だというふうな情報もいただいておりますので、来年の体制について早急に検討を進める必要があるなというふうには考えております。

川端委員 ちょっと私ね、結局言ったら来年新しく新たに職員を雇うといっても、いろいろなこの前も行革の勉強で教えていただいたようになかなかちょっと現実には厳しいということも聞いていますし、その辺で今あちらの多奈川の保育所もすごく子どもさんも少ないということで、10名かなということも聞いていますし、10名じゃなくてもっといらっしゃるの

かな、13名、14名。多奈川の保育所40名ですか。40名でも集団保育ということも考えたり、またあとと言ったら保育所もみんな古くなってきたら耐震対策ということも考えたりしたときに、このまま保育所三つのままでいいのかなということも考えるんですけども、その辺は町長、どんなふうにお考えなんですか。

石田町長 確かに、来年の採用につきましては非常に厳しい状況でございますので、体制の確保等々のことも考えて当面今考えているところでは新規採用をできないのではないのかなという形で思っております。

しかし、その中で保育の質をいかに維持するかということにこれから我々一番考えなくてはいけないところで、その保育の質というところは先ほど議員の方からご説明があったまず人数の問題。少なれば集団保育として質が低下するのではないかという問題と、それから保育士につきましても正職員の場合とあるいは臨時の保育士の場合とで、もしかすれば保育の質が変わるのではないかとかそういった問題等もございますし、そしてまた建物の件につきましても、学校教育につきましては議員の方から一般質問もいただいてご答弁させていただいたように、文部科学省の方でのかさ上げ等がありまして我々も検討に入ったところでございますけれども、保育所につきましてはそういった手当が今のところはないという問題では、今私どもが抱えている保育所の施設の耐震等々も考えていかななくては行けないと。

この辺すべてを含めた中で、今この喫緊の課題として来年度からどういうことが、一番まず我々考えるのは住民の皆さんの子育てに対していかに高い質の保育を確保できるかというところに重点を置きまして検討しておるところでございますので、来年度に向けて一番最適な選択を早急に行きたいと思っておりますので、また当委員会にもその辺の我々の経過を示していきたいと思っておりますので、ご了解賜りたいと思っております。以上でございます。

川端委員 やっぱり何よりも保護者の方の理解を得るということが一番のあれだと思いますので、早く検討をして、またいろいろと教えていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。終わります。

谷本議長 1点お聞きします。

71ページ、老人福祉センター費の節の中で13番の委託料と、15番の工事請負費、これの備考欄の淡輪老人センターとあるのと、その下が淡輪老人福祉センターですね。これは別の建物ですか。

岸本福祉部高齢福祉課長 建物は同じでございます。文言の違いだけで、同じ場所の淡輪老人福祉センターの玄関のタイルを修繕いたしました。

竹内委員長 正式名称は。

岸本福祉部高齢福祉課長 淡輪老人福祉センターです。

谷本議長 この13番の淡輪老人センターというのは、これは福祉が抜けているということですね。それでよろしい。

岸本福祉部高齢福祉課長 はい。

竹内委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 それでは、お諮りいたします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

竹内委員長 暫時休憩いたします。

再開予定は1時40分といたします。

(午前12時40分 休憩)

(午後 1時40分 再開)

竹内委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

続いて、衛生費に入ります。

決算書79ページから90ページをごらんください。

ただし、82ページの環境衛生費のうち下水道課に係るものは他の委員会の所管ですので省きます。今の82ページの負担金及び交付金のところの合併処理その他の部分は省きます。

委員の皆さん、意見はございませんか。

中原委員 予算書の81ページ、目3環境衛生費の節1報酬についてお聞きします。

この予算の執行については廃棄物減量等推進審議会委員の報酬であろうかと思えますけれども、この委員会が昨年度、2007年度中に何回開かれたのか、またその内容についてお示しいただきたいと思えます。

それから82ページの節13の中で環境美化特別ごみの収集委託料というのが今回は含

まれていないんですけども、これはどのようになったのかお示しいただきたいと思いません。

83ページの節13委託料についてお聞きします。一番下の淡輪火葬場運営業務委託料にかかわってお聞きしたいと思いません。

こども指定管理者制度に移行された後の予算執行ということになると思うんですけども、この運営面等状況をお聞かせいただきたいと思いません。

それから84ページの目7公害対策費の中で節13の委託料、騒音計法定検査料とありますけれども、予算書の中では悪臭、臭気測定に係る委託料というふうに書かれていたようなんですが、このあたりは何かご事情があったのかご説明をお願いします。

それから87ページから88ページにかけての節13委託料について、お聞きしたいと思いません。

87ページの粗大ごみ場外処分委託料という名目について、こういった事業であるのかお示しいただきたいと思いません。それから88ページの臨時ごみ収集委託料、これは予算と比べてふえているようでありますけれども、このあたりについてもご説明をお願いします。

それから、その下の作業環境測定業務委託料というものがありますけれども、これについてもこういった業務になるのかご説明をお願いします。以上です。

谷下(芳)住民部住民生活課長 かなり数が多いんですけども、まず環境衛生費の件でございます。

これは先ほど委員さんが言われるように、ごみ減量化等委員会の予算を組ませていただいた内容でございます。それで、その開催につきましてはゼロでございます。

次に環境美化、これに係る委託料ですね。これにつきましては予算の方を自然海浜保全対策費の方に回させていただいております。85ページの自然海浜保全対策費、清掃委託料の方に含まれております。

続きまして、淡輪火葬場の運営状況でございますけれども、平成19年度より指定管理者制度を設けまして阪原葬祭店を指定管理者としているものでございますが、火葬場の利用件数につきまして若干説明させていただきます。

まず、町内におきましての利用者数でございますが、大人で206件、また町外につきましては24件、また子どもの火葬なんですけれどもそれが1件、死産児が2件、また動物を焼却する動物頭数でございますけれども345頭、また待合等の利用件数でございますけれども町内で31、町外で4件というような状況でございます。

続きまして、公害対策費の委託料で悪臭等の件でございますけれども、実はこの悪臭等につきましては多目的公園におけます鶏を飼われて事業を展開するという事で、臭気対策の測定器としまして計上させていただいていた金額なんですけれども、基本的にはその機械を買わずにというか現時点で必要がないということと、また騒音計を持っておりまして、騒音計には法定検査というものがあり、それがたまたま今回19年度において、その法定検査を行ったという内容に変わっております。

続きまして、粗大ごみ場外処分委託料でございます。

これは、従来ですとこの委託料の中に粗大ごみ等の処分委託料というのがございまして、これが516万6,000円、またそれから四つ目ですか下がって粗大ごみ場外処分委託料ということで124万7,400円ということでございます。この124万7,400円につきましては、ご存じかと思うんですけれども平成20年の4月から粗大ごみの有料化に伴いまして、従来ですと516万6,000円で場外への処分を委託していたんですけれども、先ほど言いました駆け込み、特に1月、2月、3月の駆け込み等でかなりの量が出ました。それに対応するため、処分業者が人員を臨時的に雇用したために発生した金額でございます。

続きまして、臨時ごみ収集委託料でございますけれども、これも従来ですと通常の引越しごみ等で臨時ごみ申し込みをされるんですけれども、この駆け込みと同時にかなりの受付センターに電話が入りまして、大体600件のところが1,200件というようなパンク寸前の駆け込み需要があったということから、人員をふやすことによりまして平成20年の4月を迎えたというような状況になりましたので、新たに発生した金額でございます。

続きまして、作業環境測定業務委託料41万6,745円でございますけれども、これは美化センターごみ処理施設におきます各機械等が設置しております。1階から4階まであるんですけれども、その環境を測定するために委託したものでございます。主にダイオキシン類等の分析を行っております。以上でございます。

中原委員 ご説明をいただきまして了解した部分もありますが、さらにお聞きしておきたい点がありますのでご質問いたします。

81ページの廃棄物減量等推進審議会委員の報酬については、今回は2007年度については審議会を開かれていないということで不用額になっているということでありましたけれども、今後さらに減量が図られるように、せっかく設置したものでありますので皆さんのお知恵とお力をかりて減量に貢献していただきますように話し合いを進めていって

ただきたいと思います。

それから83ページの火葬場につきまして、利用件数がただいま示されたところであり  
ますけれども、この火葬場につきましても午前中にお話しした淡輪の老人福祉センターと  
同様、指定管理者制度に伴ってさまざまな点でこれまで危惧しているところがあるという  
ことは申し上げてまいりました。その点について、住民サービスの面ですね、あとは指定  
管理者の財政運営状況、さらに町の財政面で貢献しているかどうか、そのあたりについて  
さらにお聞かせいただきたいと思います。以上です。

谷下(芳)住民部住民生活課長 淡輪火葬場の件につきましては、この6月に利益が上がったとい  
うことで70万円ほど基金として組ませていただきました。それにつきましては、淡輪火  
葬場における待合とこれが現在家族葬ということで使われておりまして、その利益分が出  
たということで報告させていただいております。よって、これからも指定管理者において  
利便性なり、また利用の内容をいろいろ考えていただいて、より多くの方に使っていただ  
くというのも変なんですけれども利用していただければということで、また町外における  
利用数も若干でございますけれどもありますので、この辺もPRということでしていって  
はどうかというような話し合いを指定管理者と行っておるところでございます。

中原委員 火葬場につきましては順調に運営を進めておられるのかなというふうな印象を受けてい  
るところであります。

この件につきましても、歳出、歳入面で過去の分を少し拾い上げて、町の財政面でどう  
かということを見ておったところなんですけど、単純に比較しづらいところもありますけ  
れども、以前は使用料として歳入されていたものが今は入ってこないという格好になっ  
ておりますので、今後このあたりがどうなっていくのかということを淡輪老人福祉センター同  
様見守っていきたいところでもありますけれども、おっしゃったとおり住民の皆さんのサー  
ビスをより充実されるように求めておきたいと思います。以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、衛生費の質疑を終わります。

続いて土木費に入ります。

決算書の102ページの目、都市計画総務費のうち住民生活課に係るものをごらんくだ  
さい。

質疑、意見はございませんか。

中原委員 路線バスの運行補助金のことをここでお聞きしてもよろしいのでしょうかね。

補助金を以前3,000万円だったところを4,200万円に増額して住民の足を確保するという格好で予算執行されておりますけれども、この乗客数がどうなっているかということと、あとは財政面の運営状況をお聞かせいただきたいと思います。

谷下(芳)住民部住民生活課長 路線バスにつきましては、まず乗車人数でございますけれども、平成18年と19年度分を比較して説明させていただきます。

乗車人数としましては18年度、25万893人、これを平均しますと日平均でございますが687人、19年度におきましては24万2,864人、同じく664人となっております。運賃収入につきましては、平成18年度、6,555万2,687円、19年度は6,589万6,927円、これが運賃収入でございます。

竹内委員長 これは19年度の方が人数が少なくて金額は上がっているということですか。

谷下(芳)住民部住民生活課長 今申し上げました運賃収入につきましては4,200万円の補助金が含まれているということをご承知お願いします。4,200万円の補助金を入れた形の運賃収入でございます。

竹内委員長 もう1回済みません。

谷下(芳)住民部住民生活課長 18年度の運賃収入が2,355万3,000円。19年度が2,389万7,000円。1.5%の増でございます。

続きまして、総営業費用としまして平成18年度6,745万7,000円、19年度で7,975万7,000円。差引としまして、営業損益でございますけれども18年度で189万4,000円、19年度でマイナスですけれども1,733万8,000円というような収支報告が届いております。以上でございます。

中原委員 ちょっと確認なんですけれども、今お示しいただいた二つ目に運賃収入ということでお示しいただいた額というのは、これは補助金を含まない額ですね。後で言い直された分はそうですね。この運賃収入というのは運賃のみの収入なんですか。乗客数が減っていて運賃収入がふえるというのがちょっとよくわからなくて、そのあたりについてもう少し説明をいただきたいと思うのですが。

谷下(芳)住民部住民生活課長 先ほど補助金の4,200万円抜いた形の運賃収入ですけれども、再度申し上げますと平成18年で運賃収入が2,355万3,000円、それと19年度では2,389万7,000円の補助金を含まない運賃収入で、前年度に比べ増ですけれども、18年度につきましては25万893人、19年度では24万2,864人という

ことで、乗車人数では減となっております。

竹内委員長 収入がふえているということは、1人当たり割ったら何かほかに営業をしているわけ。  
谷下(芳)住民部住民生活課長 回数券等の部分でございます。

竹内委員長 要するに回数券というふうに考えたらいいわけですね。

中原委員 ちょっと詳細についてはわかりづらいところも今聞いた範囲では残されておるんですけども、先ほどご答弁いただいたトータルの損益については損益を減らしていつているということでありましたので、このあたりは企業努力等もあるのかなと思うんですが、どのような企業努力をされたのか、また今後まだ損益が出ているということはさらに努力を続けなくてはいけないということだと思っておりますけれども、会社の方としてはどのような方針をお持ちなのかお聞かせいただきたいと思えます。

谷下(芳)住民部住民生活課長 まず、現在バス会社との話し合いの中におきまして広告、これをとってほしいと。我々も努力するから、その辺は会社として営業活動をしてほしいというようなことを申し上げております。それと、実質この4,200万円の収支に対してマイナスという形で毎年出てきておるんですけれども、とりあえず我々担当課としましては、まずバスルートの見直し、また乗降客の使用状況ということで、実際職員が張りつきまして朝の6時から晩の8時半までその乗降客の年齢等の把握もしております。そういう中におきまして運賃値上げというようなことも頭の中にあるんですけれども、乗降客の年齢構成が老人の割合が多いというようなことから、今も申し上げましたまず運行ルートの見直しと同時に、現在基本路線以外に走らせておる支線ルートもその見直しも含めて、また先ほど申し上げました企業努力というようなことで、かなり運転手の方にも迷惑がかかっているというふうに聞いておるんですけれども、そういう人件費的な見直しもしていただきたいというようなことを申し上げて、話し合いを持っているというのが現状でございます。

中原委員 このバスにつきましては、これだけの方が利用されて、やっぱり住民の皆さんの足として安定的に今後も確保していくということの努力を続けることが大切だと思うんですね。バスのルートに関しては、以前アンケートのような格好で住民部の方から各議員に対して、ルートの見直しをするので地域の方から何か要望があったら教えてほしいというようなアンケートをいただいて、それにも私で聞いている範囲のことは書かせていただいてお伝えはしているんですけれども、それから後に孝子の方のルートなんかで言うと、利用者は少ないと思うんですけれども時間帯が病院に行く時間帯にうまく合わないとかね。あとは子育て支援センターの方に行きたいんだけど役場でおりて歩いていくにはかなり遠いと。

あそこの団地の方まで停留所を1個つくってもらわれへんかとかいろいろな要望が出ているんですね。

なかなかこの財政的に厳しい中でそのようなものにすべてこたえるということは難しいと思うんですけれども、そういった住民の皆さんの声にもこたえつつ安定的に運営をしていけるということで、今後も厳しいところではあるかと思えますけれども、より一層努力をしていただきたいと、これはご要望申し上げます。

竹内委員長 ほかにございませんか。

奥野委員 先ほどの関連ですけれども、広告料の企業努力をしていただいているように今報告がありましたけれども、これはかなり広告募集という広告がバスに張られて何年にもなるうかと思うんですが、実際どこまで本当に企業努力というか、町からの広告依頼をされているのかという部分はすごく疑問に思います。1件もまだ広告が出ていないと思いますので、これを広告をとることによって委託料が少なく済むというふうに考えますので、本当に町から再度企業に対して真剣に募集するようによろしくお願ひしたいというふうに思います。これは要望ですけれども。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、土木費の質疑を終わります。

以上で一般会計歳出の質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

中原委員 先ほどまでいろいろとお聞かせいただきまして、当委員会に付託されている予算の執行にかかわって当然評価できるものもあるという印象も受けております。児童遊園の整備費の緊急的な措置ですとか、今話をしておりました住民の足としてのバスの運行、こういった問題について予算措置をきちっととっていくというような格好で、こういったことについては評価したいと思います。一方で今回の予算の中には以前から申し上げているとおり後期高齢者医療制度にかかわる予算の執行も含まれております。

後期高齢者医療制度の問題につきましては、国の方から円滑導入事業補助金とか創設準備事業補助金というような名目で入ってきておりますけれども、こういった悪い制度を円滑に導入してもらったら困るわけで、このあたりにつきましては町に責任を帰するところではないという部分もあるうかと思えますけれども、住民の皆さんを守るという立場から

考えますと賛成しかねるという立場であります。

また、乳幼児医療費の助成について年齢の引き上げを以前より要望しておりますけれども、本予算の執行についてもこの要望はかなうところではなかったということもありますし、また午前中の審議で自立支援法の影響について少し議論があったところでもあります。

この問題につきましては、まだ今後も不透明な部分が残されておりまして、これはもう一刻も早くこの制度自体を撤廃するべきだと考えるものでありますけれども、自治体の予算編成にも苦慮すると、自治体の実務上非常にご苦勞が伴っていることだろうと思います。そのことについては今後も引き続き予測できると。また、利用者にとっては1割負担が継続される。施設関係の運営しているところ、そういった事業者についても財政面での困難を強いられているということで、多方面にわたって苦難を強いられている、そういったものだというふうに感じているところでもあります。

こういった住民の利益に反する内容が含まれておりますので、決算については反対いたします。以上です。

竹内委員長 続きまして、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終了いたします。

続いて採決を行います。

議案第74号「平成19年度岬町一般会計決算認定の件」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

竹内委員長 挙手多数であります。

よって、議案第74号のうち本委員会に付託された案件は認定されました。

続いて、議案第76号「平成19年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹内委員長 決算書136ページから160ページをごらんください。

質疑、意見、委員の方ございませんか。

中原委員 決算書の141ページのところで国民健康保険料の項目がありますけれども、保険料は

2007年度については結果的にどうなったのか、値上がりとなったのか値下げとなったのか端的にお聞きしたいと思います。

それから153ページの出産育児一時金の増額の理由をお聞かせいただきたいと思います。

それから154ページの項6精神・結核医療給付費の節19精神・結核医療給付金、これについても一昨年と比べまして増額されているんですけども、このあたりの説明をいただきたいと思います。

それから157ページの6保険事業費の中の節13委託料についてですが、レセプト点検の委託料、このレセプト点検の成果についてお聞きしたいと思います。

それから同じ委託料の中で基本健診事業委託料というのがありますが、この基本健診については受診率の向上を図っていかなければ自治体、この国保財政にとっても厳しいものになっていくというところではありますが、今後の努力していきたいと考えておられる方向についてお聞きしておきたいと思います。

それからその下のがん検診等委託料なんですけど、このがん検診については保健センターでもがん検診等を行っておりますが、その検診との違い等がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。以上です。

古橋住民部保険年金課長 まず1点目、保険料についてでございます。

保険料は前年度と比較してどのようになっているのかということでございますが、調定額のベースで申しますと、結果的に前年度に比べ1人当たりの保険料としましては7.9%の増加という形となっております。

それと出産育児一時金の件でございますが、出産育児一時金の増加の理由といたしましては、まず件数が平成19年度では29件、平成18年度が24件と件数が増加しているということもございますし、また18年度の途中から出産育児一時金の金額がアップしているということで増加をして、今現在35万円、1件当たり35万円を給付しているというこの両方のことがございまして増加をいたしております。

それと精神・結核の関係でございます。

精神・結核の部分につきましては、障害者自立支援法に規定をいたしております精神通院医療に要した費用の自己負担分を給付する、あるいは感染症予防及び感染症の医療に関する法律により入院勧告または入院の措置が実施された場合における医療に関する費用について給付をします。これは公費9割が先に入りますので残り1割分を国保で負担をする

ということになっておりまして、その件数が年々増加をしてきておりまして、それに伴う増加をいたしております。

それと次に157ページのレセプト点検の効果額ということでございます。

レセプト点検につきましては国保のレセプト全件について、内容の審査あるいは資格審査を行っております。そして、1人当たりの効果額としましては19年度では2,006円の効果が上がっておりまして、効果額総額としましては約1,200万円の効果が出ておるといってございます。

それと次に基本健診でございますが、基本健診につきましては国保の被保険者の方で若年者、いわゆる40歳以上が19年度の場合でしたら老人保健法の関係で一般会計で行っておるんですが、若年者いわゆる40歳未満、15歳から40歳までの方の国保の被保険者に対して基本健診を実施をいたしてございまして、受診者数は62人、18年度で54人ですので若干増加をしておるといってございまして。

議員、先ほど申し上げられた財政に影響するのではないかという部分、いわゆる健診で早期発見、早期治療という部分もございまして、20年度からは特定健康診査が始まっておりますので、その辺の受診率の向上について今後どういうふうにしたら伸びていくのかということを検討する必要があると思っております。

それと、がん検診について保健センターとの関係ということでございます。

がん検診の内容につきましては保健センターで実施をしているがん検診と同様の検診を行っておりまして、国保の被保険者に対してそのがん検診を国保事業としてがん検診を行っておるといって内容となっております。以上です。

中原委員 出産一時金のことについては、出生児の増加という部分と一時金の金額が上がったという二つが挙げられまして、これは非常に結構なことだというふうに考えておりますので、今後も増加傾向につなげていければなというふうに感じているところであります。

精神・結核医療給付金のことですが、年々増加傾向にあるというふうにお答えになったので、これについての今後の対策といいますが、そういったことがありましたらお示しをいただきたいと思っております。

それから受診率の向上のことについて、ただいまのご回答では具体的にこういった手を打っていくということはお示しになりませんでした。受診率は非常に低い状態で推移していますので、これを何らかの形で底上げを図っていくということは必要であろうというふうに感じますので、今後検討を深めて有効な手だてを考えていっていただきたいと思

ます。

がん検診等の措置については、これは非常に大事な予算執行だというふうを考えておりますので、基本健診と並んで病気の早期発見等につながるように、より充実させるように要望をしておきたいと思っております。以上です。

竹内委員長 1点だけ。

古橋住民部保険年金課長 精神・結核のことですが、いわゆる国保のサイドといたしましては精神・結核で先ほど説明させていただいた方の公費の残り、要は自己負担分を給付をするということございまして、議員ご質問の内容で申しますと、いわゆる精神あるいは結核に対する予防をどうするのかという少し大きな問題になってこようかと思っておりますので、国保サイドとしては、そのふえてきた部分の医療費に対応していくということになるかと思っております。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

中原委員 先ほどお聞きした中で、保険料が調定額で言うと残念ながら1人当たり7.9%増額になったということでありまして、これまでも新たな住民負担については賛成しかねるという立場でいろいろなところでご意見を申し上げてきましたが、今回についてもそういったことを中心として賛成しかねるという立場であります。

しかしながら、先ほど申しました出産一時金の手当の問題等々、必要な予算措置を図っておられることについては評価をしておきたいということをお申し述べておきたいと思っております。以上です。

竹内委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

お諮りします。

議案第76号「平成19年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手多数 )

竹内委員長 挙手多数でございます。

よって、議案第76号は本委員会において認定されました。

続いて、議案第77号「平成19年度岬町老人保健特別会計決算認定の件」を議題といたします。

本件について本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略いたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

( 「異議なし」の声あり )

竹内委員長 それでは、決算書161ページから168ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

( 「なし」の声あり )

竹内委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

( 「なし」の声あり )

竹内委員長 続いて、賛成討論ございませんか。

ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。

議案第77号「平成19年度岬町老人保健特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

竹内委員長 満場一致でございます。

よって、議案第77号は本委員会において認定されました。

続いて、議案第80号「平成19年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)決算認定の件」を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略いたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

( 「異議なし」の声あり )

竹内委員長 それでは、決算書192ページから220ページをごらんください。

質疑、意見ございませんか。

中原委員 午前中お聞きしてございましたけれども、紙おむつの給付についてがどこに書いてあるのかよくわかりませんのでお教えいただきたいと思います。

それから197ページの保険料についてお聞きしたいと思います。

高い保険料が続いているわけですが、これについて激変緩和措置等をとっても重い負担に変わりはないというふうに私は考えておりますし、減免制度の充実をこれまでも求めてきたところでありますが、そういった点で2007年度何らかの努力をされてきたのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから213ページの介護予防について、お聞かせをいただきたいと思います。

介護予防事業について、以前から取り組みを進めておられるところでありまして、いろいろな教室等を展開しておられるということは聞いておりますが、2007年度新たに強化したような内容ですとか努力された方向がありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

また、介護予防については対象者の中でどれだけ参加していただいているのかと、参加率といえますかそういったあたりについてもお示しをいただきたいと思います。以上です。

岸本福祉部高齢福祉課長 まず1点目の午前中のおむつの件でございます。

決算書で217ページの委託料の真ん中の段の家族介護継続支援事業委託料95万7300円のところに移行しております。

2点目の保険料についてでございます。

保険料については、税制改正に伴いまして平成18年、19年激変緩和を実施したところでございます。20年についても引き続き、岬町においては激変緩和を実施いたしました。特段、町独自でというのはございません。

3点目の介護予防の状況についてでございます。

平成19年の実施では、各町内の集会所とか淡輪の老人福祉センターとかに出向いていきまして、「元気でまっせ体操」という体操の普及に力を入れました。人数はちょっと今すぐ出てこないんですけども。以上です。

中原委員 おむつのことについてですが、家族介護継続支援事業委託料という名前に変わったということかなと思うんですけども、この金額は95万円余り、これはすべて紙おむつの支給に係る費用ということになったのかどうか、そのほかのこと含まれているのか、その点について確認をしたいと思います。

それから保険料については残念なご回答であるというふうに感じるところであります。

介護予防事業についてですが、参加者の数値については結構なんですけれども、この場では、余り何というか参加していただきたい方にご参加をいただけていないのかなという気がいたしております、そのあたりについて介護が必要にならないようにということがこの事業の中心的な目的でありますので、参加者がふえていかないというか参加していただき対象の方に参加していただけていないとしたら、それに対して今後どうしていくのかという対策を考えていかないといけないわけなんですけれども、そのあたりについてのお考えをお示しいただきたいと思います。以上です。

岸本福祉部高齢福祉課長 おむつの件につきましては紙おむつ、ドライシャンプー、ゴム手袋等、以前と変わりございません。以前、平成18年度は補助事業として違う一般会計のところ項目をつくっておりました。しかし、19年に交付金事業に変更になりましたので、特別会計の方に持ってきたということでございます。内容については全然変更ございません。

介護予防の件については、今委員が言われるように私どもも感じておまして、今年度から特にそうなんですけれども少人数でも、5人、6人でも集まればこちらから出向いて行って集会所とかというふうに、こちらが出向いて働きかけをというふうに考えております。もうそういう形で実施もしております。以上です。

中原委員 今、介護予防事業についてお答えがありましたけれども、出向いて行って少ない人数であってもそこで実施をしていくという姿勢は大変前向きで積極的であるというふうに考えますし、同時に高齢の方を対象にということ考えた場合、こちらから出向いて行って、来てくれというのではなくて出向いて行ってというのは当然でもあるというふうに考えますけれども、今後より一層この事業が充実することによって介護を予防していけるように、住民の皆さんにお役に立つ事業を展開されることをご要望したいと思います。以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

中原委員 先ほどのお答えに残念であったというふうに申し上げましたけれども、保険料については町単独での努力はしていないというお答えでありました。

この介護保険料につきましては、制度の内容とともに介護保険法自体が連続的に改悪を続けられておりますので、町のみ責任を帰するという考え方は持っておりませんけれども、やはり全体として負担は重く、サービスを削るという流れから住民を守ることができていないというふうに考えますので、決算には反対をいたします。以上です。

竹内委員長 続いて、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。

議案第80号、「平成19年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

竹内委員長 挙手多数であります。

よって、議案第80号は本委員会において認定されました。

続きまして、議案第81号「平成19年度岬町介護保険特別会計(介護サービス保険事業勘定)決算認定の件」を議題とします。

本件について本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略いたしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

竹内委員長 それでは、決算書221ページから227ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

中原委員 この特別会計について、予算のときに不安なことがあるということで賛成しかねるという立場で意見を述べさせていただいたところであります。

この時期は、国の制度の改定に伴って非常に自治体としても混乱もし苦慮されたところであると思っておりますけれども、当時心配しておりましたのが今現在も多忙な職員の皆さんであると思っておりますけれども、その中で法改定に伴って計画費の削減やケアマネ1人当たりの利用者さんの計画を立てられるのが8人までというような格好で、さまざまな法律の関係での変更があり、利用者本位のサービスは保障されるのかということに対して懸念を申し上げたところであります。

それに対して、当時2名の増員を図ってサービス計画をきちんとつくっていくという計

画であるとのこと答弁されたところでありましたけれども、その後の状況について、2007年度はいかがであったか、サービス計画は順調に立てることができたのかと。利用者本位のサービスが実現できたというふうに考えておられるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

岸本福祉部高齢福祉課長 今回の内容なんですけれども、件数といたしまして、プラン作成の直営の件数は198件でございます。

中の人員体制でございます。ケアマネが計4名でプラン作成しております。割り算をしますと約50件弱でございます。それ以外にも包括支援センターの方で社会福祉士、保健師等がプランを作成しておりますので、それを差し引くと1人当たり40件程度になるのかなと。実際、平成19年度はそれできっちりと回っております。以上です。

中原委員 今お示しいただいた中で、1人当たり40件というのは負担はいかがなものでしょうか。

大変じゃないのかなと思うんですけれども、そのあたりは実際上はどうでしたでしょうか。

岸本福祉部高齢福祉課長 言われる40件については標準的な数字だと考えております。それが60件、70件という形になってくれば残業という形も伴ってくると思うんですけれども、一応国で考えている件数が40件ということなので、標準的かなというふうに考えております。以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 次に賛成討論ございませんか。

中原委員 先ほどお聞かせをいただきましたけれども、人員体制も必要などころへ十分とは言えなかったかもしれませんが措置されたということであろうというふうに判断をいたしております。

また、日々住民さんからケアマネジャーの皆さんや介護予防等にかかわる職員の皆さんのよい評判をよく聞いております。そのあたりから判断しますと、利用者の皆さんの利益に十分とは言えないまでもこたえる努力をされたということではないかなというふうに判断しますので、今後もその努力を怠らないように努力していただきたいという意見を述べ

て賛成といたします。以上です。

竹内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

竹内委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

お諮りいたします。

議案第81号、「平成19年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

竹内委員長 満場一致であります。

よって、議案第81号は本委員会において認定されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案9件についてはすべて議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

これで厚生委員会を閉会いたします。

(午後 2時43分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成20年9月10日

岬町議会

委 員 長 竹 内 邦 博